

# 仕様書

## 1 業務名

恵下埋立地観測井戸等水質調査業務

## 2 履行場所

広島市安佐南区沼田町大字阿戸外

## 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務目的

恵下埋立地の供用開始後において、戸山地区の浸出水放流管周辺に設置した観測井戸、周辺井戸及び水内地区の恵下谷川流域、不明谷川流域の井戸の水質を調査するものである。

## 5 業務内容

### (1) 観測井戸水質調査

図1に示す7ヶ所の観測井戸（深度5～17m）で別表1の測定計画に基づき検体を採取し、別表2の測定方法及び測定項目に従い実施する。天候状況等により、実施月を変更することがある。なお、検体の採取にあたっては、事故防止に万全を期すこと。

### (2) 井戸水水質調査

井戸水の採取場所は、安佐南区沼田町大字阿戸外5ヶ所及び佐伯区湯来町大字和田外12カ所とし、別表1の測定計画に基づき検体を採取し、別表2の測定方法及び測定項目に従い実施する。天候状況等により、実施月を変更することがある。採取場所の詳細は、別途指示する。

## 6 報告及び成果品

報告書は、検体採取日から20日以内に発注者へ提出するものとする。測定結果において、異常と思われる事項を確認した場合は、直ちに報告すること。

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

報告書（A4判）：1部

測定結果、分析計算書、測定結果一覧表及び検体採取時の写真帳を添付すること。

また、電子媒体（上記報告書を納めたもの。）を添付すること。

## 7 その他

(1) 本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、本市と協議して定めるものとする。

(2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。

① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。

② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。

③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。

④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

年間測定計画表（恵下埋立地観測井戸等水質調査業務）

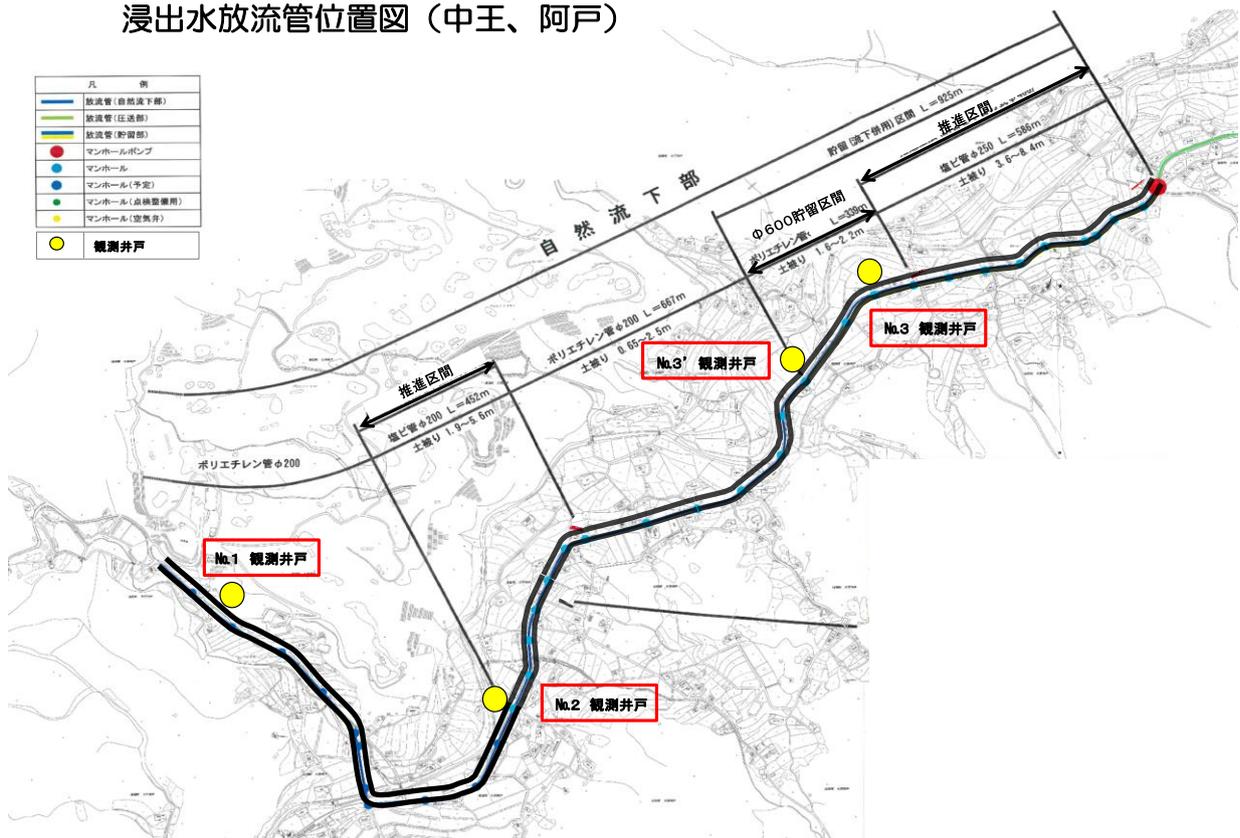
区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量
<b>観測井戸 [⑦は観測井戸の7検体]</b>													
水素イオン濃度(pH)		⑦			⑦			⑦			⑦		28
生物化学的酸素要求量(BOD)								⑦					7
浮遊物質(SS)								⑦					7
溶存酸素量(DO)								⑦					7
大腸菌数								⑦					7
カドミウム								⑦					7
全シアン								⑦					7
鉛								⑦					7
六価クロム								⑦					7
砒素								⑦					7
総水銀								⑦					7
アルキル水銀								⑦					7
PCB								⑦					7
ジクロロメタン								⑦					7
四塩化炭素								⑦					7
クロロエチレン								⑦					7
1, 2-ジクロロエタン								⑦					7
1, 1-ジクロロエチレン								⑦					7
1, 2-ジクロロエチレン								⑦					7
1, 1, 1-トリクロロエタン								⑦					7
1, 1, 2-トリクロロエタン								⑦					7
トリクロロエチレン								⑦					7
テトラクロロエチレン								⑦					7
1, 3-ジクロロプロペン								⑦					7
チウラム								⑦					7
シマジン								⑦					7
チオベンカルブ								⑦					7
ベンゼン								⑦					7
セレン								⑦					7
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素								⑦					7
ふっ素								⑦					7
ほう素								⑦					7
1, 4-ジオキサン								⑦					7
塩化物イオン		⑦			⑦			⑦			⑦		28
電気伝導率	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	84
<b>井戸水 [22検体]</b>													
水内地区井戸水(51項目)								⑫					12
戸山地区井戸水(51項目)								⑤					5
戸山地区電気伝導率								⑤					5

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

別表 2

	測定方法及び測定項目
観測井戸	<p>測定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」（平成10年6月16日環境庁・厚生省告示第1号）、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環告59）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）に定める方法とする。</p> <p>測定項目は、別表1のとおりとする。</p>
井戸水	<p>測定方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）に定める方法とする。</p> <p>この定めのない項目については、JISに定める方法とする、</p> <p>測定項目は、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に定める51項目及び電気伝導率とする。</p>

浸出水放流管位置図（中王、阿戸）



浸出水放流管位置図（阿戸下）

